

日本聖公会 管区事務所だより

日本聖公会管区事務所
162-0805 東京都新宿区矢来町 65
電話 03 (5228) 3171 FAX 03 (5228) 3175
発行者 総主事 司祭 矢萩 新一

「これまでとこれから」

管区事務所総主事 司祭 エッセイ 矢萩新一

「栄光に満ちた、わたしたちの主イエス・キリストを信じながら、人を分け隔てしてはなりません。」(ヤコブ2:1)

6月18日の大阪北部を震源とする地震で被災された方々、不安な生活をされている方々に神さまのお守りがありますようにお祈りいたします。

第64(定期)総会が終わり、新しい総会期が始まりました。今回の総会では、「女性司祭の実現に伴うガイドライン」が改訂され、日本聖公会における「女性の司祭按手に関するガイドライン」が可決され、「女性の聖職位に関わる委員会」も設置されました。日本聖公会初の女性の司祭按手から20年目の今年、按手の有効性(validity)を確認しながら様々な思いを認め合い、聖餐における一致の道を歩むことを再確認しました。この決議は、女性の司祭按手に反対の立場の方々を排除しようとするものではなく、1998年の法規改正によって司祭志願の要件に性が問われなくなったことによって生じてきた様々な課題を捉え直しながら共に歩む姿勢を継続していくということです。今年12月1日には、女性の司祭按手20年の記念礼拝が東京で予定されていますので、お祈りの内にお覚えください。

また、今総会では、部落差別解消法やマイノリティの人権ということについて学びました。差別や偏見のない社会を構築していくのは私たち一人ひとり、変わらなければならないのも私たち一人ひとりであることを再認識しました。「日本聖公会第38(定期)総会における部落差別発言」問題からの取り組みとして、管区と各教区に人権問題担当者を置き、総会での人権の学び、主教会での人権の学び、新任人権研修会の開催を継続しています。私たちは、被差別部落、障がい者、LGBT、在日外国人、フクシマ、ハンセン病回復者…とひとくくりにしてしまうのではなく、一人ひとりとの出会いを自らの課題として捉えていく丁寧さや、想像力が必要です。教会には差別はない、ハラスメントはしない、と思いついてしまう危うさを常に意識し、これまでとこれからの宣教の歩みを確認しながら、理想と現実の乖離を埋める働きを続けていきたいと思えます。

□会議・プログラム等予定

(6月25日以降および

前回報告以降未記載分)

6月

29日(金)～30日(土) ハラスメント防止対策担当者会〔バルナバホール〕

7月

4日(水) 正義と平和委員会〔京都〕

5日(木) 原発問題プロジェクト・国際協議会準備会〔管区事務所〕

10日(火) 常議員会〔管区事務所〕

10日(火) 人権問題担当者会〔長野〕

12日(木) 青年委員会〔管区事務所〕

17日(火)～18日(水) 第64(定期)総会第3回書記局会議〔管区事務所〕

27日(金) 文書保管委員会〔管区事務所〕

8月

3日(金) 第3回聖公会神学フォーラム〔聖公会神学院〕

3日(金) 神学教理委員会〔聖公会神学院〕

13日(月)～18日(土) 日韓聖公会青年セミナー〔韓国〕

28日(火) 主教会タスクフォース会議〔管区事務所〕

<関係諸団体会議・他>

6月28日(木) 日本宗教連盟幹事会・理事会・評議員会〔明治記念館〕

7月5日(木) NCC 常議員会〔早稲田〕

15日(日)～16日(月) 聖公会女性フォーラム〔北海道〕

25日(水)～27日(金) 聖公会保育連盟大会〔福岡〕

28日(土) 史談会〔管区事務所〕

29日(日)～31日(火) GFS 全国研修会〔東京〕

8月6日(月) 広島平和礼拝〔広島復活教会〕

9日(木) 長崎原爆記念礼拝〔長崎聖三一教会〕

22日(水)～23日(木) 聖公会関係学校キリスト教教育担当者会〔桃山教育大学〕

23日(木)～24日(金) 聖公会関係学校協議会・研修会〔桃山教育大学〕

□各教区

横浜

- ・ 聖職接手式 8月4日(聖霊降臨後第10土曜日) 10時半 横浜聖アンデレ主教座聖堂
司式: 横浜教区管理主教 ペテロ洪澤一郎
説教: 司祭 アンデレ宇田正行 司祭接手:
志願者 執事 パウロ窪田真人

大阪

- ・ 総会聖職代議員変更:
司祭ペテロ竹林徑一→司祭ジョイ千松清美

九州

- ・ 聖職接手式 7月16日(月・祝日) 11時
九州教区主教座聖堂 福岡聖パウロ教会
執事接手: 志願者 聖職候補生 セシリア塚本祐子

沖繩

- ・ 「慰霊の日」礼拝 6月24日(日) 15時～
場所: 北谷諸魂教会 説教: 神戸教区主教
オーガスチン小林尚明

□管区

第3回聖公会神学フォーラム

- ・ 8月3日(金) 13時半 テーマ: 結婚と教会
～現代社会における結婚と「同性婚」を
めぐる神学的課題～ 場所: 聖公会神学院

□関係諸団体

日本聖公会保育者連盟

- ・ 第62回全国保育者大会 7月25日(水)～
27日(金) 場所: 福岡市西鉄グランドホテル
テーマ: 「見えないものに目を注ぐ」

《人 事》

東北

司祭 ドミニコ李 贊熙 (大韓聖公会大田教区、宣教協働者)

2018年6月30日付 仙台基督教会協働の任を解く。

主教 ヨハネ加藤博道

2018年7月1日付 仙台基督教会協働、仙台聖フランシス教会協働を命じる。

横浜

司祭 ダビデ島田征吾

2018年5月8日付 大磯聖ステパノ礼拝堂管理牧師に任命する。

司祭 アンドリュー・デンジャーフィールド

2018年5月31日付 横浜クライスト・チャーチ牧師および横浜山手聖公会協働司祭の任を解く。

2018年5月31日付 ミッション・トゥ・シーフェアラーズ横浜のチャプレンの認可を取り消す。(残存任期: 2018年6月1日から2020年8月31日まで)

司祭 サイモン 盧 チョルレ

2018年6月1日付 横浜クライスト・チャーチ牧師および横浜山手聖公会協働司祭に任命する。

2018年6月1日付 ミッション・トゥ・シーフェアラーズ横浜のチャプレンとして認可する。(任期3年)

京都

< 信徒奉事者認可 >

(上野聖ヨハネ教会)

2018年5月15日付 ルカ木村直史 (任期1年)

沖繩

司祭 クレイトン・エバンス

2018年5月18日付 逝去(5月18日)に伴い、北谷諸魂教会牧師の任を解く。

主教 ダビデ上原榮正

2018年5月19日付 北谷諸魂教会の管理牧師を命ずる。

《教会・施設》

鶴岡聖公会（東北）	電話はFAXを廃止・電話専用回線となる。
	教会への連絡先：管理牧師 司祭 涌井康福（山形聖ペテロ教会）
白河基督聖公会（東北）	2018年5月24日 礼拝堂聖別解除式
東松山聖ルカ教会（北関東）	2018年3月26日 礼拝堂聖別式

□お詫びと訂正□

管区事務所だより332号（前号）

- ・□会議・プログラム等予定（P.2）日本聖公会婦人会会長会の日程を訂正します。（正）6月11日（月）～12日（火）（誤）6月18日（月）～19日（火）
- ・本文（P.10）ヨハネ黒田 裕司祭の肩書を訂正します。（正）ウイリアムス神学館館長（誤）ウイリアムス館長

日本聖公会第64（定期）総会を終えて

～新たなる宣教・牧会に向かって～

総会議長 主教 ナタナエル 植松 誠

日本聖公会第64（定期）総会は2018年6月5～7日、東京教区牛込聖公会聖バルナバ教会を会場に開かれました。以下、議長挨拶と、また決議されたものの中からいくつか重要と思われることを挙げたいと思います。

- ① 今総会において、忘れてはならないと思われる二つの事柄があります。その一つは、2012年9月、浜名湖畔で開かれた宣教協議会です。既に6年の年月が経ち、多くの方々にとっては記憶から薄れているかもしれません。しかし、この宣教協議会は、日本聖公会が当面する多くの課題と大々的に取り組んだものでした。

「宣教する共同体のありようを求めて」というテーマのもと、参加者は4日間にわたって熱心に議論を重ね、その結果、「日本聖公会〈宣教・牧会の十年〉提言」が出されました。2012年から10年間にわたる日本聖公会の宣教指針です。そして、10年後の

2022年に、再度宣教協議会を開いて、10年間の宣教・牧会の実りを持ち寄って皆で分かち合うことが決められています。今総会期は、その10年の6年、7年目にあたります。4年後に迫っている宣教協議会に向けて、提言を読み直し、そこに挙げられている課題に真剣に取り組む2年間にしなければなりません。

- ② もう一つは2011年3月11日に起きた東日本大震災です。2012年秋の宣教協議会や、それ以外の数々の集まりで、日本聖公会の宣教の原点は、社会で小さくされている人々、周辺化されている人々と共に歩むことであると何度も確認してきました。震災から7年が経ちましたが、まだ多くの方々が苦しみや悲しみ、困難の中にいらっしゃいます。特に、東京電力福島第一原発事故による被災者の多くには、解決の道は全く見えていません。また、熊本などでの大地震、九州北部の集中豪雨などもありましたが、私たちは、

この宣教の視点を今総会期にも大事にしていきたいと思ひます。

- ③ 2012年の日本聖公会第59(定期)総会で、私たちは「原発のない世界を求めて～原子力発電に対する日本聖公会の立場～」を採択しました。しかし、それ以後も、各地で原発の再稼働は進み、新たな原発の建設も行なわれています。東日本大震災での原発事故によって起こされた惨禍も、未だに苦しみ・悲しみ・不安から逃れられない多くの被災者もまったく無視されているような感があります。今総会では、「原発のない世界を求める国際協議会」開催が決議されました。環境保全については世界の聖公会でも取り組んでいますが、原発の是非に関するこのような会議が日本聖公会の主体性の中で開かれるということは、世界の聖公会に対する私たちの大きな貢献になると私は信じています。
- ④ 朝鮮半島をめぐる動きが活発になっています。最近行なわれた南北首脳会談、北朝鮮と中国、また米朝首脳会談が、朝鮮半島の緊張を和らげ、平和的な解決に向けた関係諸国の努力が良い結果をもたらすように祈りながら、今総会期も当事者である大韓聖公会との平和に向けた協働に取り組んでいきましょう。
- ⑤ 日本聖公会は女性の司祭職を認める法規改正から20年が経ち、当初必要とされた「女性司祭の実現に伴うガイドライン」が今回改定され、また、「女性の聖職位に関わる委員会」も設置されました。これは、日本聖公会において、司祭に叙任されるすべての者が、排除されたり否定されるのではなく、分け隔てなくその司祭職が認められ、務めが十全に果たされ、互いに補完し合うことができるようにというものであると私は信じています。「女性司祭」への賛成、反対は今も日本聖公会の中にあります。誰もが、キリストの福音を忠実に生きるという確信の中で、祈り、熟考し、聖霊の導きを求

めて議論します。しかし、それが神の御心に沿うものかどうかの判断は、最終的には神ご自身にお任せしなくてはならないし、そのために、私たちは常に忍耐強く耳を傾け、学び、そして謙虚にならなくてはならないと思ひます。

- ⑥ 安倍内閣と与党などによる憲法改正の動き、特に憲法9条の改正に向けたいろいろな動きに対して、私たちはこれまでの日本聖公会の歩みの中から、反対の声を上げていかななくてはならないと思ひます。この点については、過去の宣教協議会や総会での「戦争責任告白」を読み直し、「正義と平和委員会」の取り組みを支えながら、私たち自身が「平和の器」として働くことができるように祈り、働きたいと思ひます。
- ⑦ 今総会では横浜教区の主教選挙が行なわれました。主教選挙は、第一義的には、それぞれの教区で主教を選ぶことになっていますが、総会で教区主教選挙が行なわれることが最近増えているように思えます。教区における主教選挙をめぐる状況が、ここ10年間ほどで大きく変わってきているのかもしれない。そして、その状況は今後ますます深刻になっていくと思われまふ。この件について今後いろいろな部門で議論を深めていかななくてはなりません。
- ⑧ 最後に、私は今総会で再び首座主教に選出されました。私にとっては定年までの最後の任期となるこの総会期、どうぞ、首座主教のためにお祈りくださいますようお願いいたします。

この新たな総会期、主の聖霊が日本聖公会を豊かにお導きくださいますように祈ります。



日本聖公会第64（定期）総会の報告

会期：2018年6月5日（火）～7日（木）

会場：日本聖公会センター（日本聖公会東京教区牛込聖公会聖バルナバ教会）

出席者：主教議9名、聖職・信徒代議員44名（11教区より）、管区各委員会委員長、
管区事務所総主事・管区各主事

書記局：書記長 司祭 斎藤 徹 / 書記 司祭 渡部明央、司祭 北澤 洋、司祭 太田信三、
執事 平岡康弘、執事 窪田真人

- 6月5日 10時、開会聖餐式（説教：主教洪澤一郎）。11時半、開会宣言・開会祈祷・常任委員氏名・議長挨拶（首座主教植松誠）などを経て議事（報告・議案）の審議に入った。16時、人権問題に関する学びのとき「部落差別解消推進法の内容とその意義」（講師：奥田均氏）
- 6月6日 10時、議案の審議。14時半、首座主教・常議員選挙
- 6月7日 10時、横浜教区主教選挙。感謝動議。

I 報告事項

1. 主教会、2. 常議員会（2-2. 宣教協働者招聘委員会）、3. 管区事務所総主事（3-2. 女性に関する課題の担当者（女性デスク）、3-3. 人権問題担当者、3-4. ハラスメント防止・対策担当者、3-5. エキュメニズム委員、3-6. 教役者遺児教育基金・建築金融資金運営委員会、3-7. 女性の聖職に関わる諸問題についての調整と検証・提言作成のための特別委員会）、4. 祈祷書等検査委員、5. 文書保管委員、6. 会計監査委員、7. 神学教理委員、8. 礼拝委員、9. 法憲法規委員、10. 正義と平和委員会（10-2. 沖縄プロジェクト、10-3. ジェンダープロジェクト、10-4. 憲法プロジェクト、10-5. 原発問題プロジェクト、10-6. 死刑制度廃止関連）、11. 日本聖公会青年委員会、12. 年金委員会・年金維持資金管理委員会、13. 祈祷書改正委員会、14. 日韓協働委員会、15. 収益事業委員会、16. ウィリアムズ主教記念基金委員会

II 決議された事項

- 第1号議案 新議員・新代議員歓迎の件：主教議員2名、聖職代議員7名、信徒代議員6名。
第2号議案 逝去者記念の件：前総会期に逝去された総会関係者（議員、代議員、諸委員）18名。一同起立して祈りをささげた。

■討議を経ての決議事項

- 第3号議案 「日本聖公会教区主教選挙規則」の一部を改正する件
第4号議案（否決）「日本聖公会首座主教選挙規則」の改定に関する件
第5号議案 「日本聖公会年金規約」一部改正の件
第6号議案 日本聖公会祈祷書中の聖婚式と葬送の式において用いる聖書等の試用延長を求める件
第7号議案 日本聖公会祈祷書中の聖職按手式と礼拝堂聖別式において用いる旧約聖書朗読後の詩編の試用を求める件
第8号議案 改正祈祷書試案の試用を求める件
第9号議案 宗教法人「日本聖公会東北教区」規則変更承認の件
第10号議案 宗教法人「日本聖公会白河基督聖公会」を宗教法人「日本聖公会東北教区」に

合併することを承認する件

第11号議案 宗教法人「日本聖公会加悦聖三一教会」を宗教法人「日本聖公会京都教区」に合併することを承認する件

第12号議案 宗教法人「日本聖公会宮津聖アンデレ教会」を宗教法人「日本聖公会京都教区」に合併することを承認する件

第13号議案 宗教法人「日本聖公会東舞鶴聖パウロ教会」を宗教法人「日本聖公会京都教区」に合併することを承認する件

第14号議案 年金資金管理委員会設置の件

第15号議案 青年委員会設置継続の件

第16号議案 「ハラスメント防止・対策担当者」設置継続の件

第1号動議 第16号議案「ハラスメント防止・対策担当者」設置継続の件」修正の件-第16号議案の「定数」箇所を以下のように修正し、修正議案として取り扱うこと。ハラスメント防止・対策担当者はジェンダーバランスに配慮した2名とし、必要に応じて補佐を置くことができる。(可決)

第17号議案 「聖公会生野センター」の働きを憶えて祈り、信施奉獻を継続する件

第18号議案 「神学校のために祈る日」を継続する件

第19号議案 「海の主日」奨励と信施奉獻を継続する件

第20号議案 「日本聖公会青年活動のための日」を継続する件

第21号議案 「社会事業の日」信施奉獻運動を継続する件

第22号議案 「人権活動を支える主日」を継続する件

第23号議案 「地球環境のために祈る日」を継続する件

第24号議案 「沖縄週間」継続の件

第25号議案 「大斎克己献金」全国活動推進の件

第26号議案 「女性司祭の実現に伴うガイドライン」改定の件

第27号議案 「女性の聖職位に関わる委員会」設置の件

第28号議案 「原発のない世界を求める国際協議会」開催の件

第29号議案 狭山事件に関して要請文を東京高等裁判所と東京高等検察庁に送付する件

■報告・承認を主とした決議事項

第30号議案 管区事務所総主事指名承認の件:日本聖公会法規第92条に基づき、主教会は、次期定期総会まで、司祭 エッサイ矢萩新一を管区事務所総主事に指名。

第31号議案 常任の委員指名承認の件

1. 祈祷書等検査委員:(長) 司祭 小野寺 達(北関東)、司祭 出口 創(京都)、鈴木 一(東京)

2. 文書保管委員:(長) 大江 満(東京)、司祭 太田信三(東京)、諸橋江利(北関東)

3. 会計監査委員:(長) 塚田一宣(中部)、豊岡 暁(横浜)、鈴木裕子(東北)

第32号議案 年金委員選任の件:今総会期の年金委員7名のうち、総会での選出となっている司祭・信徒各2名を以下のとおり選任することを承認すること。

司祭 原田光雄(大阪)、司祭 下条裕章(東京)、尾崎茂雄(横浜)、養田 博(北関東)

第33号議案 2016年・2017年度管区一般会計決算承認の件

第34号議案 2016年・2017年度収益事業会計決算承認の件

第35号議案 2019年・2020年度管区一般会計予算案承認の件

第36号議案 2019年・2020年度収益事業会計予算案承認の件

■謝意表明の件(全議案審議後)

今総会期中に定年を迎える主教渋澤一郎師父に。今総会を以て委任を終える管区諸委員会の委員長および委員の方々に。議場を提供して下さった東京教区牛込聖公会聖バルナバ教会信徒・聖職に。今総会の書記の方々、管区事務所主事・職員に。

Ⅲ 選挙結果

○首座主教 主教 植松 誠(北海道)

○常議員

・主教議員(2名):主教 吉田雅人(東北)、主教 高地 敬(京都)

／次点 主教 広田勝一(北関東)

・聖職代議員(3名):司祭 笹森田鶴(東京)、司祭 大町信也(北海道)、司祭 木村直樹(北関東)

／次点 司祭 西原廉太(中部)

・信徒代議員(3名):池住 圭(中部)、中林三平(横浜)、赤坂有司(東北)

／次点 木川田道子(京都)

(記・総務主事 金子登美江)

議 事 寸 描

(第4号議案)は「一人の教区主教が長期にわたり首座主教の任を続ける場合、ご本人にとって多大な負担となる事は避けられません。また一方、首座主教を兼任する教区主教によって司牧される教区は、この事を通して大きな恵みを頂くと同時に重荷を負って主教を支えて行く事となります。選挙を通して主からいただく恵みと重荷を、11教区よりなる管区全体が分かち合うためには、首座主教の多選を避けるための知恵が必要」と考え、首座主教選挙規則第1条3項として「首座主教を連続して3期務めた者は、その直後の選挙によって首座主教となることができない。」を加えたいというものであった。この議案については議長を高地主教(副議長)が務められ、「賛否の票数で議決すべきものではないが…」とされつつ意見を求められた。議案に対して、提出者(北海道教区)の苦衷は理解出来るが「アングリカン・コミュニオン」の分裂をふせぐ上で日本聖公会とその首座主教に期待される役割は年々重くなってきている」「余人を以って代えたい職であるから、この議案は再考したい」「首

座主教を全体で支える仕組みづくりを」などの見解が示された後、議案は否決された。審議のあと、議長席に戻った植松主教が発言を求められ、「負担は重いが、これはお恵みでもあると考えたい。ただし、教区にとって重荷であるとしたら私は辛い…」と洩らすように言われたのが、今でも耳に残っている。

(第16号議案)「ハラスメント防止・対策担当者」設置継続の件。総会の中で、きわめて活発な論議が行き交った議案であった。教区レベルで対応出来る事柄に加えて、教区を横断する窓口が必要とされる問題が生じることから、修正動議が提出されて、「ハラスメント防止・対策担当者はジェンダーバランスに配慮した2名とし、必要に応じて補佐を置くことができる。」として、今後の問題の処理と啓発活動に当たっていくことを確認した。

(人権問題に関する学びのとき) 総会第1日の16時より18時まで、「部落差別解消推進法の内容とその意義」について、奥田均氏(一般社団法人 部落解放・人権研究所代表理事 近畿大学 人権問題研究所 教授)のお話を聴いた。

(記・広報主事 鈴木 一)

* 大阪北部を震源地とする地震の聖公会関連被害についての速報は管区事務所HPに掲載しています。これを通して、さらにお祈りを加えていただければ幸いです。

特集／管区・新任「人権」研修会

2018年新任「人権」研修会開催の意義

－管区新任「人権」研修会はなぜ必要か－

人権問題担当 主教 ルカ 武藤謙一

今年も5月下旬に新任人権研修会が開催されました。2004年に当時の人権問題担当者は、「牧会生活の初めに『人権』に関して学ぶことは有意義であると考え、また二つの神学校の卒業生が共に出会い交わることも大切なことであると考え」この研修会は始められ、現在に至っていますが、その目的は変わりません。

1983年に開催された日本聖公会第38（定期）総会において起こった部落差別発言は、単に個人の差別発言というにとどまらず、教団としての日本聖公会のうちにある差別体質が明らかにされた出来事でした。部落差別発言後の取り組みは必ずしも徹底したものにはならず、総括報告書が出されたのは12年後でした。その取り組みは不十分かつ不徹底なものであったことを総括報告書のなかでも認めています。

しかし、この問題に関する主教会総括において、今後の取り組みとして6項目の提案をしています。現在の管区人権問題担当者、各教区人権担当者、人権担当主教がそれぞれ置かれる現在の体制はこの提案に基づくものです。さらに同和問題に関わる宗教教団連帯会議（同宗連）や部落問題に取り組むキリスト者連帯会議（部キ連）との連携、主教会、日本聖公会総会における人権の学びの実施もこの提案によるものです。もちろんこの提案がすべて徹底して行なわれているわけではありません。不十分な点、至らない点が多くあります。さらに部落差別の課題だけではなく、在日外国人差別、しょうがい者差別、ハンセン病回復者の課題、沖縄の課題など人権にかかわる課題は多岐にわたります。また

さまざまなハラスメント、ジェンダー、セクシャリティ、ヘイトスピーチ、貧困格差、原発・放射能など新たな人権にかかわる課題も顕著になってきました。

これら人権に関わる課題は、教会の宣教の課題として理解されます。2012年、日本聖公会は宣教協議会を開催しましたが、その時のテーマは「いのち、尊厳限りないもの－宣教する共同体の在り様を求めて－」であり、この宣教協議会で出された「日本聖公会＜宣教・牧会の十年＞提言」においても「教会は、特に癒しと解放を求める人々に心を通わせ、一人ひとりの＜いのち＞を宝とし、地域（パリッシュ）そしてすべての被造物とともに主の救いに与ることを願います」とし、具体的な提言を挙げています。

どの教区でも教役者不足が深刻ななかで、神学院を卒業した新任者への期待は大きいと想像します。しかし、その期待が教会内の働きだけに限られないかと懸念しますし、新任者もその期待に応えようとすると、いつの間にか視野が狭まってしまうことも危惧されます。任地に遣わされて間もない時期に、この研修会を通して、人権の課題が教会の福音宣教の課題そのものであること、それは教会内にもある課題であることを再確認する機会となることを願っています。

なお、6月に開催された第64（定期）総会では、「人権活動を支える主日」を4年間継続することが決議されました。今後も管区の人権活動のために、お祈りとご協力をよろしく願いいたします。

《報告》

2018年 新任「人権」研修会を開催

管区人権問題担当者 スーザン 難波美智子

2018年新任人権研修会は5月22日(火)から24日(木)までの2泊3日、熊本聖三一教会で開催され、北関東教区から1名、中部教区から2名、京都教区から1名、大阪教区から1名、神戸教区から1名の計6名の新任の方が参加しました。学ばれた神学校は聖公会神学院(4名)、ウイリアムス神学館(2名)と違いますが、この場で出会い、共に研修をし、大切な交わりと学びの時を過ごすことができたことと思います。

開会の祈りに続き、武藤謙一主教から研修の目的、テーマ等についてのオリエンテーションがあり、その後第1セッション「日本聖公会第38(定期)総会における部落差別発言」について、差別発言総括報告書をテキストとして学びの時をもちました。参加者の中からも差別は幼少時からの生活の中で刷り込まれてしまっている、誰にも差別をする心がある等の発言があり、いっそう真剣にこの問題を考えていかなければならないことを再認識しました。この差別発言が起こってから13年後の第49総会において問題への具体的な対応の取り組みとして、管区及び各教区に人権担当者を置き、人権に関する学びを促進すること等が決議されました。



オリエンテーションの様子

第2セッションは映画「新厚い壁」の鑑賞でし

た。この映画は殺人事件(菊池事件)の容疑者として逮捕され、無実を訴えながらも死刑判決が確定し、刑が執行されてしまったハンセン病回復者の男性が主人公になっています。この被告は一度も公開の法廷に立つことはありませんでした。差別、偏見による人権侵害の犠牲者です。

第3セッションは九州教区柴本孝夫司祭による「九州地震被災者支援室の活動報告」。震災から2年が経過し、4月からは定期的な活動は終了し、教区の災害被災者支援室活動として被災者の方が必要とされていることに不定期に対応していくとのことでした。

2日目は3台の車に分乗してフィールドワークを行ないました。第4セッションは「国立療養所菊池恵楓園・菊池黎明教会」訪問。広大な園内を車で移動し、火葬場跡(以前患者は園内で火葬)・逃亡防止のためのコンクリート塀・監禁室・宗教施設・納骨堂・歴史資料館等を見学。菊池黎明教会は2年前の地震の被害が大きく修理が必要になりましたが、教会委員会で修理しないことを決断され、今年4月29日に最後の礼拝が行なわれた後、取り壊されて現在は更地になっていました。

黎明教会の信徒である男性入所者の方からお話を聞きました。幼少の頃から療養所で生活され、現在は目が不自由で手足にも後遺症があるようでしたが、約1時間、ここでの生活や体験談を語っていただきました。元気な入所者は園内のさまざまな労働をさせられて病気が悪化する人もいたこと、でも彼はここに入ったおかげで聖書を読むようになり、キリストと出会い、クリスチャンになることができたので良かったと思っているとのこと。しかしこの思いに至るまではずいぶん悩まれたことだろうと、またそう思わないと、ここでの生活に耐えられなかったのではない

かと感じました。今ではハンセン病は感染しにくい病気で、特に「プロミン」という治療薬ができてからは治る病気になったにもかかわらず、1996年にらい予防法が廃止になるまで、隔離政策が続きました。今でもまだ偏見差別が根強く残り、2003年にホテルが恵楓園の入所者の宿泊を拒否する事件があり、さらにそれに対して被害者である入所者の方に心ない言葉が浴びせられました。



フィールドワーク（黎明教会跡）

第5セッションはリデル、ライト両女史記念館を見学し、その後同じ敷地に建つ降臨教会で秋山大路館長からお話を聞きました。1891（明治24）年に英国国教会の宣教師として熊本に派遣されたリデルは桜の木の下にうずくまるハンセン病患者を見て、宣教師のノートとともに救済活動を始めます。1895（明治28）年に回春病院を創設。大隈重信にも病院への援助を求めました。また、リデルの姪ライトも病院創設の翌年に来日して手伝い、リデルが亡くなった後2代目の院長になります。この記念館は国の登録有形文化財になっている立派な洋館ですが、2年前の地震で傷みが激しくなり現在休館中です。



リデル、ライト両女史記念館の前で

第6セッションは熊本地震被災地益城町を訪問。柴本孝夫司祭とボランティアの方に案内していただき被災者の方のお話を聞くことができました。復興は進んできたようですが、私が体験した阪神淡路大震災の時と同様に、震災後すぐの緊急事態の時間が過ぎ、生活が少し落ち着く頃から被災者それぞれの、さまざまな問題が出てくること、格差が生じてくることでしょう。まだまだ息の長い支援が必要だと思いました。

最終日に第7セッション「分かち合い」を2グループに分かれて開きました。参加者がそれぞれに感想を話し合いましたが、「人権」に関する問題を、しっかりと重く受け止められたように感じました。

閉会の聖餐式の説教で倉澤一太郎司祭がマルコによる福音書第2章1節からの、多くの群衆に囲まれたイエスに近づくために、中風の人を屋根を壊してつり下ろすという、驚くような手段を用いた4人の話から、民族の壁、社会的な壁をも乗り越えて様々な人とかかわる力を私たちは授かっていることを憶え、聖霊の働きをいただきながら、あきらめずに進んでいこうと話されました。

3日間の研修を終えて、人権にかかわる問題が非常に多岐にわたり、困難なものであることを知り、それぞれの命の尊厳に寄り添っていこうとする時に悩むことが多々あるでしょうが、あきらめずに進んでいくことの大切さをリデル、ライト両女史の働きからも学ぶことができました。



参加者集合写真（益城町の被災者宅前で）

写真撮影：管区事務所宣教主事
マルコ 谷川 誠兄

□新任「人権」研修会に参加して
「厚い壁」を打ち破る力を

京都教区 富山聖マリア教会
執事 ルカ 柳原健之

2018年度の新任人権研修に参加しました。今年度の主なテーマは「ハンセン病」。これまでに沖縄にあるハンセン病の療養所「愛楽園」には何度か訪れたことがあり、多少なりと隔離政策の歴史や療養所内の暮らしを学んだことはありました。熊本における研修は初めてであり、ハンセン病についての新たな理解が深まった研修でありました。

1日目に『新・あつい壁』という映画を鑑賞。新人のルポライターが「菊池事件」を追って行くという物語である。「菊池事件」とは、ある殺人未遂事件の容疑者がハンセン病患者であったというだけで、全うな捜査や公平な取り調べがなされず、裁判も療養所内の出張法廷で、しかも、非公開で行われました。犯人扱いされた方は最後まで無実を訴え続けたのでありますが、訴え空しく死刑に処せられてしまった事件です。映画の中で当時のハンセン病患者がどのような扱いを受けていたのか、また、家族や親族から患者が出た場合の反応などが描き出されており、「隔離」と言うものが単に社会から離されるだけでなく、権利そして心をも離していったのだと感じました。

映画のラストにおいてライターの彼女の母親がハンセン病患者の娘であったことが明かされます。ハンセン病の隔離政策による差別や偏見は今もなお存在するとして締めくくられていました。『らい予防法』が撤廃されたとしても、現在もなお悩み、苦しんでおられる方々、そしてその周囲にいた人々も同じように悩み、苦しんでいるのだということを痛感させられました。また、映画のタイトルにもある「壁」、実際療養所内にはコンクリートの壁が存在し、外の世界との隔絶を表していましたが、おそらくそれだけの

意味ではなく、今もなお私たちの中に残っている「壁」こそが一番「厚く」容易に取り払うことのできないものではないかと思われました。

ただ、そのような壁、いや、もしかしたらそもそも壁などは持っていなかったのかもしれませんが、そのような人もいます。それが2日目に出会った、ハンナ・リデルでありました。彼女は宣教師として来日するも寺の参道において物乞いをするハンセン病患者の姿を見て、助けることを決意します。多くの人々の協力を得て「回春病院」を設立し、また、国をも動かし、ハンセン病問題を国の問題としていったのでありました。彼女がここまで働けたのは神からの愛を知っており、その愛に突き動かされていたからなのでしょう。だからこそどんな「壁」があろうともそれを打ち破り、今に続く働きができたのだと思います。

「壁」は私の中にもあります。どうかこれを取り払う力を、そして、神の愛を伝えていくのに立ちあがる「壁」を打ち破っていく力をお与えください。

□新任「人権」研修会に参加して
出会いからの気付き

中部教区 聖職候補生
マリア 大和玲子

5月22日(火)から24日(木)まで、熊本の地で行なわれた新任人権研修会に参加しました。この研修では、①総会における部落差別発言に関する学びと分かち合い、②ハンセン病療養所である菊池恵楓園及びリデル、ライト両女史記念館の見学と回復者のお話を伺う機会、③九州地震で被災された方々と支援に関わってこられた人々との交わりをいただきました。この地でしか学びえない機会を与えていただいたことを深く感謝いたします。

ハンナ・リデルの創設した回春病院は開放病棟でしたが、1907年の隔離政策によって強制的に菊池恵楓園へ移されました。ここは36畳の部

屋に18人の定員であったそうです。資料室に展示されていた小さなタンスが忘れられません。入所した人々は園内の農作業等で得た僅かな金銭で、入所者で大工であった人に、所持品を入れる同じ大きさのタンス（前面の板を引き出すと文机になる）の制作を依頼したそうです。持ち主のこだわりによって模様が彫られているそのタンスの前で一人2畳にも満たない空間に座り、日々を過ごされている姿を思うと胸が詰まりました。ずっと後に夫婦寮が作られるまで同居もできず、結婚する際に妊娠しないよう手術を強制され、中絶させられた人々の苦しみは計り知れません。入所者が担う作業は、重症患者の看護や仲間の火葬にまで及び、農作業によって手足の炎症が悪化した人は、切断せざるを得なくなったと聞きました。1,000床以上の病床に対して10数名の看護者は、目深に被った帽子とマスクで判別もつかなかったそうで、長靴のまま部屋に入ることさえあったと。

1941年に開発された特効薬プロミンにより病気が完治した人々に、1996年まで「らい予防法」による隔離政策は継続されました。戸籍を失い、故郷の地を踏めないまま、葬儀の時まで仮名で生活した回復者のご遺骨は、今も園内の納

骨堂に1,000名以上安置されています。国を始めとした組織の構造的な力は、時にその対面を保つために声を出せない人々にこうした苦悩を強いたのです。国がその人権侵害を認め、保障した後も、黒川事件では人間として当たり前の尊厳を訴えた回復者の人々に悪意に満ちた投書が送られ、彼ら彼女らを深く傷つけました。匿名の文面にヘイト・スピーチに通じる執拗さを感じ、慄然としました。自分では耐え難いことを人に強いる差別とは、境遇の違う相手への根拠のない決め付けがその根にあります。自らを省みなければなりません。

恵楓園には回復者の願いで保育園が建設されました。お話を伺い、出会い関わることを喜んでくださることを知りました。今、九州地震において隣人の必要に耳を傾け、関わり続けている熊本聖三一教会で出会った人々のお顔が浮かんできます。地震のための片付けや引越しの支援を通して、被災された人々との間に築かれている信頼関係を目の当たりにしました。私たち研修生に分かち合ってくださいその温かさを胸に、派遣された地で新たに人々と向き合ってください。

世界の聖公会の動向

- ・聖公会宗教間対話委員会
- ・GFS と南アフリカの BFS

管区渉外主事
司祭 ポール・トルハースト

○聖公会宗教間対話委員会が幅広いネットワーク構築を呼びかけ

聖公会で新たに誕生した宗教間対話委員会の会議で世界の聖公会の中で宗教間の対話を促進する為のネットワーク構築に合意した。この委員会の設立は2016年カンタベリーに於いて開

催の首座主教会議で検討され、アフリカ・ルサカで開催のACC16で承認された。

会議の協議事項は各管区・教区が現在関与している他宗教との関係を再確認し、それを強化する方策を考える事、即ち他の宗教の理解を強化するために必要な資源を明確にし、現場で活用する事、現在或いは将来直面すると思われる課題に取り組むために情報交換をする事、少数で困難な立場に置かれている人を手助けする事等。

課題に取り組むために地域に他宗教との対話を推進するネットワークを構築する。その目的は地域毎に話し合いを持ち情報や各種資源を共有し他宗教に属する人々をよりよく理解し、協働する事である。

○GFSが性別に基づく暴力撲滅活動に男性メンバーを募集

聖公会の若年層を対象にしたGFS (Girls' Friendly Society) が南アフリカで男性メンバーを受け入れ、男女が協働して性差別による暴力の撲滅の為に活動を始めた。昨年6月オーストラリアのパーズで開催された会議でGFS世界機構が女性や少女に対する暴力などの敵対行為に取り組むために毎月25日をオレンジデーと名付けた。GFSのメンバーが当日オレンジ色の衣服を身に着けアピールする事を決議した。南アフリ

カではこの課題の取り組みは男性抜きでは不可能と判断しBFS(Boys' Friendly Society) を発足させた。

少年の年代にこの問題の理解を深め、男女が共に学ぶ事が重要であるとヨハネスブルグ在住のGFS世界機構の最高責任者パマ姉が述べた。性別や性差別による暴力を理解するためには若年層に権利を譲渡し、教育プログラムを推進する為に政府機関と協力している。この様にして若者が教育を受けて将来役立つことを信じている。

第62回国連／NGO女性の地位委員会（CSW）に参加して

毎年3月ニューヨークにて行なわれる国連女性の地位委員会（UNCSW）に、今年は神戸教区・中村香と九州教区・安村妙が聖公会派遣団の一員として参加させていただいた。USCSW62には193か国政府・国際機関・NGOが集い、並行して行なわれるNGO（非政府組織）CSWには6,000人以上の参加があった。この間女性達の熱気で「一年で一番国連が活気づく」。国連では各国政府が取り組み成果を発表するイベント、周囲ではNGO主催イベントが450。これらを選んで参加しながら、超教派や聖公会の礼拝・交流、日本代表部との面談、日本人ミッション・ニューヨーク教区・アジア太平洋ミッションとの交流等、本当に内容の濃い2週間だった。

今年の会議テーマは「農山村漁村の女性と女兒のジェンダー平等とエンパワーメントを含め達成するための課題と機会」。内容は多岐に渡るが、キーワードとしては適切な水準の生活権利、土

九州教区直方キリスト教会 安村 妙

地所有権、食糧安全保障、暴力と有害慣行、保健・健康、教育等。私は以前居たアフリカ関連に多く出たが、女性の重労働や教育等以前同様の問題提起も続いていた。印象的だったのは女性に対する有害慣行（性器切除・強制早期結婚）防止への取り組みが、今では現地女性自身によって進められていること。NGOCSW女性賞は12歳の時集団レイプによる強制婚を迫られるが屈せず、女性支援を行ってきた南ア女性が受賞。欧米でも、未だ農村は旧来のジェンダー規範が濃い、先住民・移民・難民の女性達の問題や病院等へのアクセスの悪さ、現代版奴隷等、様々な問題が語られていた。信仰の関わりも話されていた。地域の有害慣習を課題に宗教リーダーを中心に地域グループの話し合いを重ね、自ら回答を出していく。宗教の中にも答は準備されている、と。



タンザニアの女性聖職者と

私達は聖公会派遣団での

各国情報の発表と、聖公会主催の「気候変動、信仰と女性」において豪雨災害のこと等をパネラー発表し、貴重な経験であった。今回の会議は、ビザ発給拒否で100名以上が参加できず、聖公会でもブラジルから参加できなかった。私も、別件だがビザ拒否問題でウェブ署名していると伝えと、多くの方が声をかけて下さり協力いただいた。また震災被害にあわれた益城町の方々が作ってくださった貝ぐみをお土産に持っていき、とても好評だった。

聖公会派遣団聖公会派遣団は17の国と地域の25名の女性で構成されていたが、それぞれの中でイエス様の見守りのもと働きを実践しており、とても心強く感じた。しかし聖公会諮問協議会への宣言書をまとめる場では、医療的中絶・性的マイノリティー関連の用語の扱いで異論が出たり、やはり色々な地域事情が垣間見えた。

国連会議も「合意結論」採択が最終目的だが、用語をめぐって対立しここ数年合意結論が出ていない。今年も揉めたが、「そう悪くない」合意結論採択が伝わると拍手が沸いた。ただ個人的に注目していた土地収奪問題は用語すら

上ならず、女兒の意思決定権の記述もロシア・アラブ諸国の反対で削られ、認識の相違や国家間機関としての国連の限界の一端を感じた。だからこそ、市民社会の役割は大きい、という声もよく聞いた。

今回の参加から日本聖公会の状況に照らして何を還元するべきか、大きな課題だ。国連の動きは日本政府の政策に大きな影響があり、今後も関心をもっていくべきこと。残念に感じたのは、期間中多くの女性聖職者から恵みを頂いたが日本聖公会ではこれがかかわらない地域があること、農山漁村との関わりが少ないこと、アドボカシー（政策提言）は活発な面もあるが課題が限定的に見えること。今後の広がり期待したい。一方感謝箱献金や教会における女性の意思決定参加を促す202230運動など、すでにされている努力が更に神様の見守りのうちよい実を結ぶことを願う。末筆ながら、参加にあたって準備段階からご協力・ご支援いただいた皆様に深く感謝申し上げたい。



聖公会派遣団集合写真

管区事務所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日本聖公会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yurai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

駐日 イスラエル大使
ヤッファ・ベンアリ 様

エルサレムの正義と平和の実現を祈ります

2018年5月14日に中東ガザ地区とイスラエルの国境沿いで、在イスラエル米国大使館のエルサレム移転に抗議し、帰還権を求めて集まっていた数万人のパレスチナ人に対し、イスラエル軍が実弾を発砲して、少なくとも55人以上の尊い命が奪われ、大勢の人が負傷し、亡くなられた方々の中には、幼い子どもたちも含まれていました。召された方々の魂の平安を心からお祈りするとともに、このような武力によるパレスチナ人に対する攻撃は、決してゆるされない虐殺行為であり、強い抗議の意を表明します。

アメリカのトランプ大統領は、同日、イスラエル建国70年に合わせて「建国以来イスラエルはエルサレムを首都としてきた」と主張し、国際社会の反対を押し切って大使館の移転を強行したことが今回の事件の大きな引き金になったことは言うまでもありません。アメリカが、ユダヤ教、キリスト教、イスラム教3つの宗教共通の聖地エルサレムを一方向的に「イスラエルの首都」だと宣言したことになります。日本も含めた多くの国々は、イスラエルの単独的な主張を認めず、テル・アビブなどに大使館を置いています。

人口の半数以上を難民が占めるガザ地区では、非武装でデモを行うパレスチナ人に対して、イスラエル軍の狙撃兵などが銃撃をし、ガザ保健当局によると、5月15日までの2週間で、少なくとも107人が死者し、11,000人が重軽傷を負っていると発表しています。この中には女性や幼い子どもたち、取材中のジャーナリストも含まれています。非武装のパレスチナ人に対して銃撃を行うイスラエルと、大きな混乱を生じさせたアメリカに対し、世界諸国の市民から激しい抗議の声があがっています。イスラエルにもアメリカにも、神さまから与えられた大切な命や人権を守る責任と平和的な解決に向けての話し合いへと導く責任があることは言うまでもありません。一部のクリスチャンが、アメリカの決定を支持していることも、神の愛と平和に基づくべきキリスト教にとって、非常に深刻な問題です。

1948年のイスラエルの建国以来、住居を奪われ、苦しみ続けているパレスチナの人々の苦難や悲しみに寄り添い、3つの信仰と2つの民族に愛されてきたエルサレムという土地に関する問題は、平和的な話し合いによって解決されるべきだと信じます。イザヤ書の「剣を打ち直して鋤とし、槍を打ち直して鎌とする」平和を願う者として、エルサレムを聖地として大切にすることを祈ります。

2018年6月1日

日本聖公会 正義と平和委員会
委員長 主教 上原榮正

— THE ANGLICAN CHURCH IN JAPAN —

* 同一内容の声明文を駐日アメリカ大使 ウィリアム・ハガデ氏にも送付しています。

聖公会・ルーテル エキュメニズム委員会出版案内

2018年5月20日刊行

神の恵みによる解放

聖公会－ルーテルの黙想

聖公会－ルーテル調整国際委員会 (ALICC) [編]

日本聖公会エキュメニズム委員会

日本福音ルーテル教会エキュメニズム委員会 [訳]

宗教改革から500年、いま聖公会・ルーテルが 「現代を生きる教会」であることは？

世界各地の聖公会・ルーテル教会員が共に
この問いに向き合いました。

- 世界中から選ばれた両教会の人々による黙想と、両教会の伝統的文書・聖書の引用による、6週間分の日々の黙想。
- 個人で、それぞれの教会で、またエキュメニカルな交わりの場で、「キリスト者としてこの世界で生きる」ことを考えるのにふさわしい内容。
- ダウンロード自由のPDF版に加え、書籍版も提供。

PDF版：ホームページからダウンロード (<http://www.anglican-cathedral.tokyo/lgg/>)

書籍版：聖公書店にて取り扱い (別紙をご参照ください)



『神の恵みによる解放－聖公会－ルーテルの黙想』 書籍版をご希望の方へ

本書はPDFファイルの形で自由にダウンロードしていただけますが、書籍版も用意しております (A5版、152頁)。黙想の友として、こちらもぜひご利用ください。(冊数に限りがありますので、品切れの際はご容赦願います。)

書籍版をご希望の方は、聖公書店(下記)にて取り扱います(6月上旬より)。郵便・電話・FAX・電子メールのいずれかで、聖公書店に直接ご注文ください。その際には以下をお知らせください。

- 送付先住所・氏名
- 連絡先(電話番号・電子メール)
- 冊数

なお、送料・手数料として1冊につき300円を頂戴いたします。書籍に同封される振込用紙を利用してお支払いください。

日本聖書協会直営 聖公書店

〒350-1331 埼玉県狭山市新狭山1-5-1

TEL: 04-2900-2771

FAX: 04-2900-2722

E-mail: seikoshoten@bible.or.jp

◎営業時間

月曜～金曜: 10～18時

土曜・日曜・祝日: 休業

日本聖公会管区事務所ホームページ: <http://www.nskk.org/province/>

☆「管区事務所だより」についての要望・寄稿などをメール、また郵便でお寄せください。